

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（2万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から同年10月1日まで

昭和37年3月からA社に勤務していたが、41年4月から同社を退職した同年9月までの期間について、給与支給明細書に記された厚生年金保険料額が、社会保険庁の記録と相違しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険庁の記録によると、1万8,000円と記録されているが、申立人から提出された昭和41年4月から同年9月までの給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（2万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主とも連絡が取れず不明であり、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年11月30日に、B社における資格取得日に係る記録を42年9月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月30日から41年1月1日まで
② 昭和42年9月12日から同年11月6日まで

私は昭和31年の夏に父が急死したことによりB社に入社し、以後勤務に奨励し、社長を約10年務めて平成7年2月4日に退職した。

しかし、ねんきん特別便では、申立期間の4か月間が未加入期間とされているので驚いている。申立期間は、会社を買収したA社に出向していた時期の前後で、支払われていた給与も控除額も変更は無かったので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社に出向し、再度、B社に戻った複数の社員の証言から判断して、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和40年11月30日にB社からA社に異動。42年9月12日に同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年1月の社会保険事務所の記録及び申立人のB社における42年11月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

滋賀国民年金 事案 743 (事案 426 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月

A社を退職後、昭和 59 年 10 月の中旬に、B市役所C出張所に国民年金の加入手続に行ったことを鮮明に覚えている。その時は、同年 10 月分の保険料のみを納付した。年金手帳の備忘録にも、同年 10 月 1 日から国民年金に加入したと記載されているので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったため、国民年金の任意加入対象期間であり、申立人の任意加入被保険者資格の取得日は、申立人が所持する年金手帳の記載及び社会保険庁の記録のいずれからとも昭和 59 年 11 月 1 日であることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であること、ii) 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらないこと、iii) 申立人は申立期間に係る昭和 59 年の源泉徴収票及び確定申告書を提出しているが、社会保険料控除の内訳が不明であることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、年金手帳の備忘録に、「昭和 59 年 10 月 1 日から再び国民年金に加入」と記載されているとして、これを新たな資料として提出し、再申立てを行ったものであるが、同手帳の国民年金の記録欄に記載された被保険者資格の取得日が、再申立てに当たって、「昭和 59 年 11 月 1 日」から「昭和 59 年 10 月 1 日」に書き換えられているなど、不自然な点が見受けられ、備忘録の記載が申立期間当時のものとは認め難い。

また、前回の申立てにおいては、昭和 59 年 9 月の保険料も納付したと主張しており、申立人の主張には一貫性が無い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 507

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年6月1日から同年10月21日まで
② 昭和30年5月6日から同年11月1日まで

ねんきん特別便でA事業所とB社の間に勤務していたC社の期間が欠落していることを知り、社会保険事務所で訂正してもらったが、今度は勤務期間が大きく違っていた。私は、初めて就職して以来、一家の大黒柱として必ず次の仕事を探してから転職しており、空白期間は無いはずなので申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚を含む複数の同僚からは、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入についての具体的な証言を得ることはできなかった。

また、申立期間①について、当時、C社に勤務し、労働組合の役員でもあった同僚は、「申立人についての記憶は無いが、当時、会社には試用期間の制度が確かにあった。」と証言している。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和30年10月ごろに、C社の会社行事に参加したとして、当時の写真を資料として提出しているが、複数の同僚は、「同じ写真を持ち合わせておらず、いつであったか思い出せない。」と回答していることから、写真が撮影された時期について確認ができない上、C社は既に適用事業所でなくなっており、事業承継先であるD社に対し、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除の状況を照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①及び②において、申立人の氏名は見当たらず、健康保

険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 508

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 12 月 12 日から 29 年 2 月 2 日まで
② 昭和 30 年 1 月 31 日から 31 年 5 月 21 日まで
③ 昭和 34 年 6 月 12 日から 35 年 8 月 26 日まで
④ 昭和 35 年 10 月 24 日から 38 年 10 月 21 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているとのことだった。

しかし、脱退手当金の手続をしたことも受け取った記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと申立期間③及び④に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるというのは考え難い。

また、申立期間③及び④については、申立期間④の被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間①及び②に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給額及び支給日に係る具体的な記載がある上、申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月1日から29年6月3日まで
② 昭和29年10月30日から30年8月10日まで

私は、学校を卒業した昭和24年4月、戦時中に疎開先の住居を世話した縁で、A社に入社し、31年7月に退社した。しかし、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間が未加入期間とされていた。給与の遅配や分割払いはあっても、継続して勤務していたので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間を含めA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間中にA社において厚生年金保険被保険者記録のある5名を調査したところ、うち3名についても、申立期間と若干前後するものの、被保険者期間が欠落しており、同社の事業主は、従業員について一時期、被保険者の資格を取得させていなかったことがうかがえる。

また、これらの同僚のうち4名は、死亡又は連絡先が不明であり、残り1名に聴取したが、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人は昭和25年8月1日に健康保険被保険者番号*番で資格取得し、26年5月1日に資格喪失した後、29年6月3日には*番で再取得し、同年10月30日に資格喪失し、さらに30年8月10日には*番で再々取得していることが確認でき、資格を取得する都度、新たな厚生年金保険記号

番号が払い出されていることが確認できる上、この間に健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 510

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年2月1日から20年2月1日まで

Aを卒業した昭和14年の4月に、Bなどを製造するC社に入社し、20年12月まで継続して勤務した。

社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和20年2月1日とのことであったが、昭和17年2月ころから厚生年金保険に加入したと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のC社への入社経緯や勤務に係る具体的な記憶から、勤務開始日は特定できないものの、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和20年2月1日以前から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間は労働者年金保険の保険料徴収が開始された昭和17年6月以前の期間が含まれている上、申立人の同僚3名について、入社時期と資格取得時期を調査したところ、2名については入社してから一定期間経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、昭和19年3月1日に資格取得している者が30名以上おり、同様に、同年9月1日、同年11月1日及び20年2月1日についても20名以上が一括して資格取得していることが確認できることから、当該事業所では、何らかの事情により厚生年金保険の加入を遅らせ、一括して加入させていたものと考えられる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳においても、資格取得が昭和20年2月1日、資格喪失が同年12月10日と記載されていることが確認

できる。

加えて、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる資料や証言を得ることはできず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月2日から同年11月1日まで

私は、昭和34年5月2日にA社に入社し、56年11月末までグループ企業に勤務した。しかし、社会保険事務所の記録では、B県に同社の工場を新設し、操業に向けて従業員の採用等の業務に従事していた申立期間が未加入期間とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の当時の勤務実態に係る申立ての具体性から判断して、申立人が申立期間において、A社の依頼により同社C工場の新設及び操業準備の業務に従事していたことは推認することができる。

しかし、申立人と一緒にA社の工場新設及び操業準備の業務に従事していた同僚についても、申立期間の同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立人と同様に、同社C工場が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和34年11月1日に同事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無いことが確認できる。

さらに、A社は既に倒産し、当時の事業主及び担当取締役は死亡していることから、申立期間当時の事情は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月から平成 7 年 12 月まで

社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与月額と大きく相違していることが分かった。なぜ、そのような相違があるのかを調査して、実際に支給された給与月額に基づいた年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立人自身が作成した資料（支給された給与月額の内訳）に記載された厚生年金保険料控除額を見ると、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額とほとんどが同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

また、A社に照会したところ、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は廃棄しているため、当時の正確なことは分からないが、標準報酬月額算定基礎届の届出時には、社会保険事務所に賃金台帳を持参して確認をしてもらっていた。当

時も現在も正しい届出を行っており、申立人の標準報酬月額が相違するような届出を行ったことは一切無い。」と回答している。

さらに、A社の当時の社会保険事務担当者等に聴取したところ、「報酬月額を基にした標準報酬月額算定基礎届を提出しており、実際の報酬月額よりも低い報酬月額を届け出たことは無い。」と回答している。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録において、不合理な訂正等の処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間の一部期間に係る厚生年金基金の記録上の標準報酬月額も社会保険事務所の記録上の標準報酬月額と一致しており、社会保険事務所の記録に不自然さは見られない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。